

高齢者虐待について

2026(令和8)年6月23日

伊賀市健康福祉部

地域包括支援センター

まずは基本的な法律から

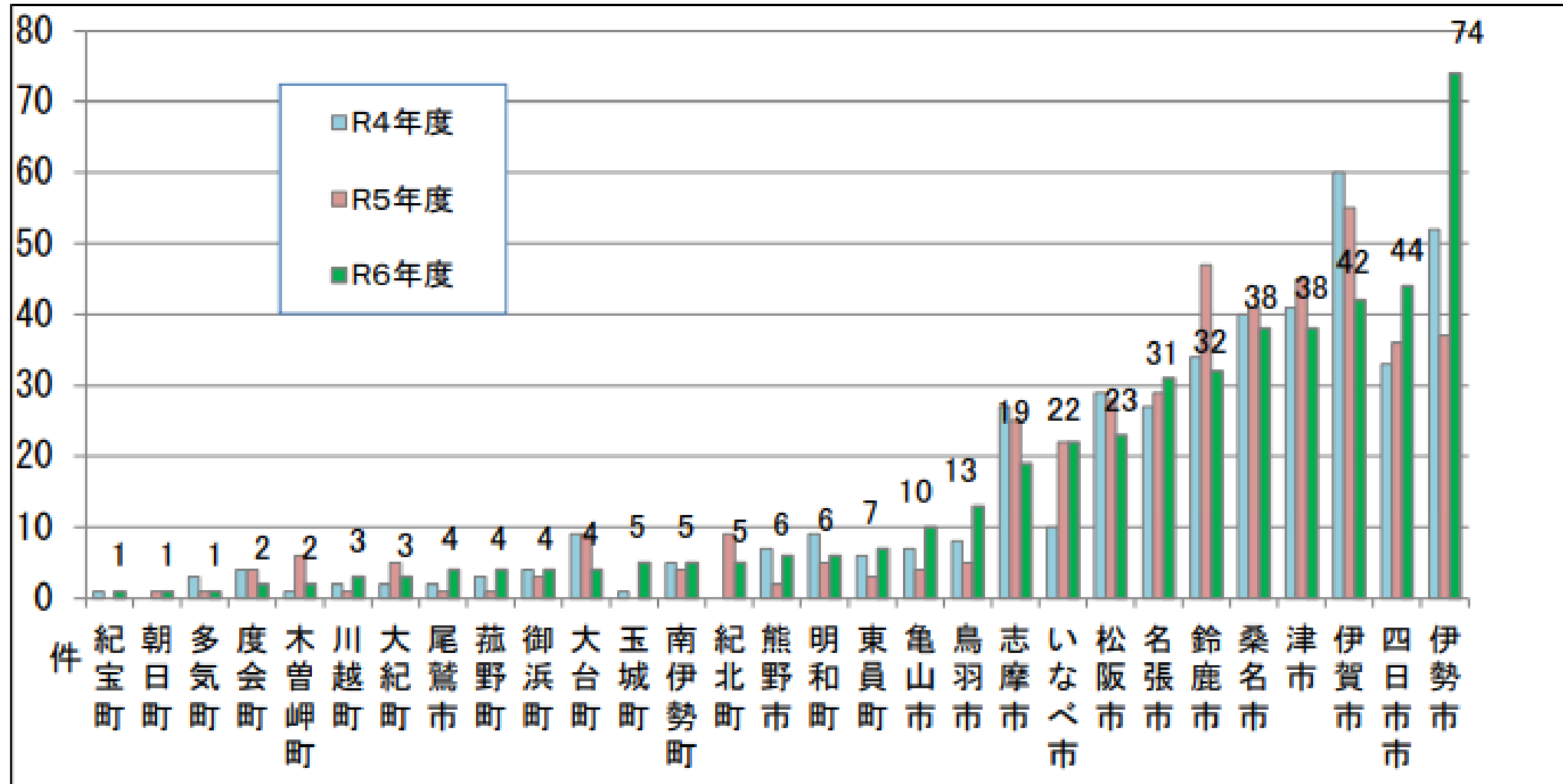
法律名 : 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

法の目的 : 高齢者・障がい者の尊厳の保持
高齢者・障がい者の権利利益の擁護
障がい者の自立・社会参加

★虐待とは「権利利益が侵害されている状態」→人権侵害に該当

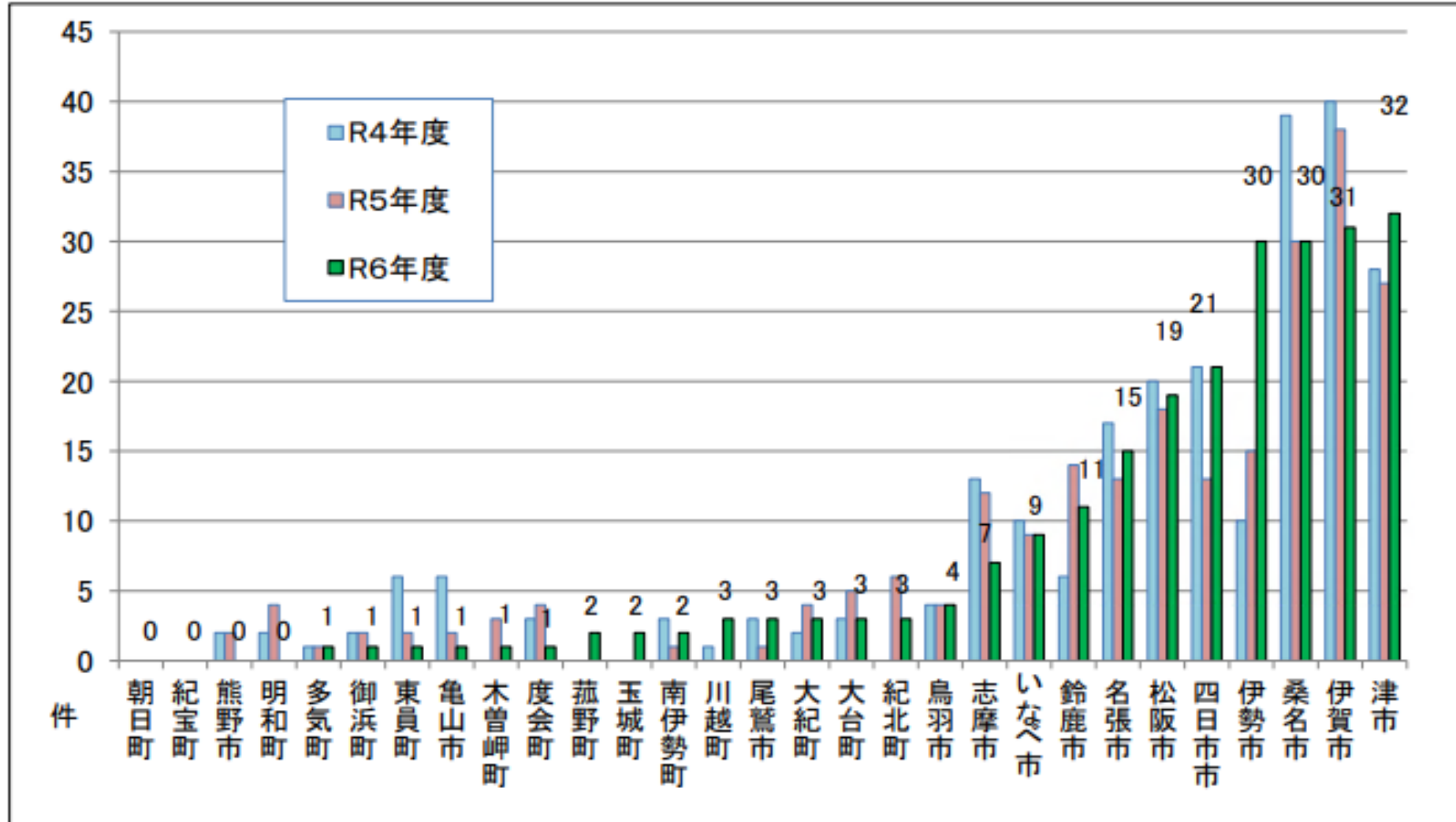
令和6年度の高齢者虐待受理等件数

図1-1 令和6年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数(市町別)



令和6年度の高齢者虐待認定件数

図1-3 令和6年度中の高齢者虐待の判断件数(市町別)



通報の義務について、改めて考える

高齢者虐待防止法第7条 第1項

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

「通報は、支援のはじまりです」

虐待行為は養護者からのSOSかもしれません。
通報がきっかけで護られる権利があります。

虐待の5類型

- ・ 身体的虐待 ・ 放棄・放置（ネグレクト） ・ 心理的虐待
- ・ 性的虐待 ・ 経済的虐待

→これらが複雑に絡み合っていることが多い。

★「暴力」や「暴言」だけが虐待ではない。

★「暴力」の前には「暴言」があり、「暴言」の前には「言葉の乱れ」がある。

養護者とは

・法では虐待者を「**加害者**」と表記していない。

→**養護者** (日常生活上何らかの支援をしている人) にも
支援が必要。

★虐待者（養護者）が抱える原因にアプローチしなければ、
虐待は繰り返し発生する。

高齢者・障がい者虐待の例

①身体的虐待

高齢者・障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

【具体的な例】

- ・平手打ちをする ・つねる ・殴る ・蹴る ・やけど、打撲をさせる ・刃物や器物で外傷を与える
- ・本人に向けて物を投げつける ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする
- ・移動させるときに無理に引きずる ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する
- ・無理やり食物や飲み物を口に入れる
- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（柱やいすやベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、医療的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトン・つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする、外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない等）

高齢者・障がい者虐待の例

②放棄・放置（ネグレクト）

高齢者・障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする
- ・髪や爪が伸び放題
- ・皮膚や衣服、寝具が過度に汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていない、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気の状態を放置する
- ・医療機関への受診や処方どおりの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る
- ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する
- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する
- ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する

高齢者・障がい者虐待の例

③心理的虐待

高齢者・障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者・障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・老化現象や障がいに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者や障がい者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）
- ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・侮蔑を込めて、子どものように扱う
- ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・話しかけているのに意図的に無視する
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する

高齢者・障がい者虐待の例

④性的虐待

高齢者・障がい者にわいせつな行為をすること又は高齢者・障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

(表面上の同意ではなく、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする
- ・キス、性器への接触、性的行為を強要する
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・自慰行為を見せる

高齢者・障がい者虐待の例

⑤ 経済的虐待

養護者又は高齢者・障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該高齢者・障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

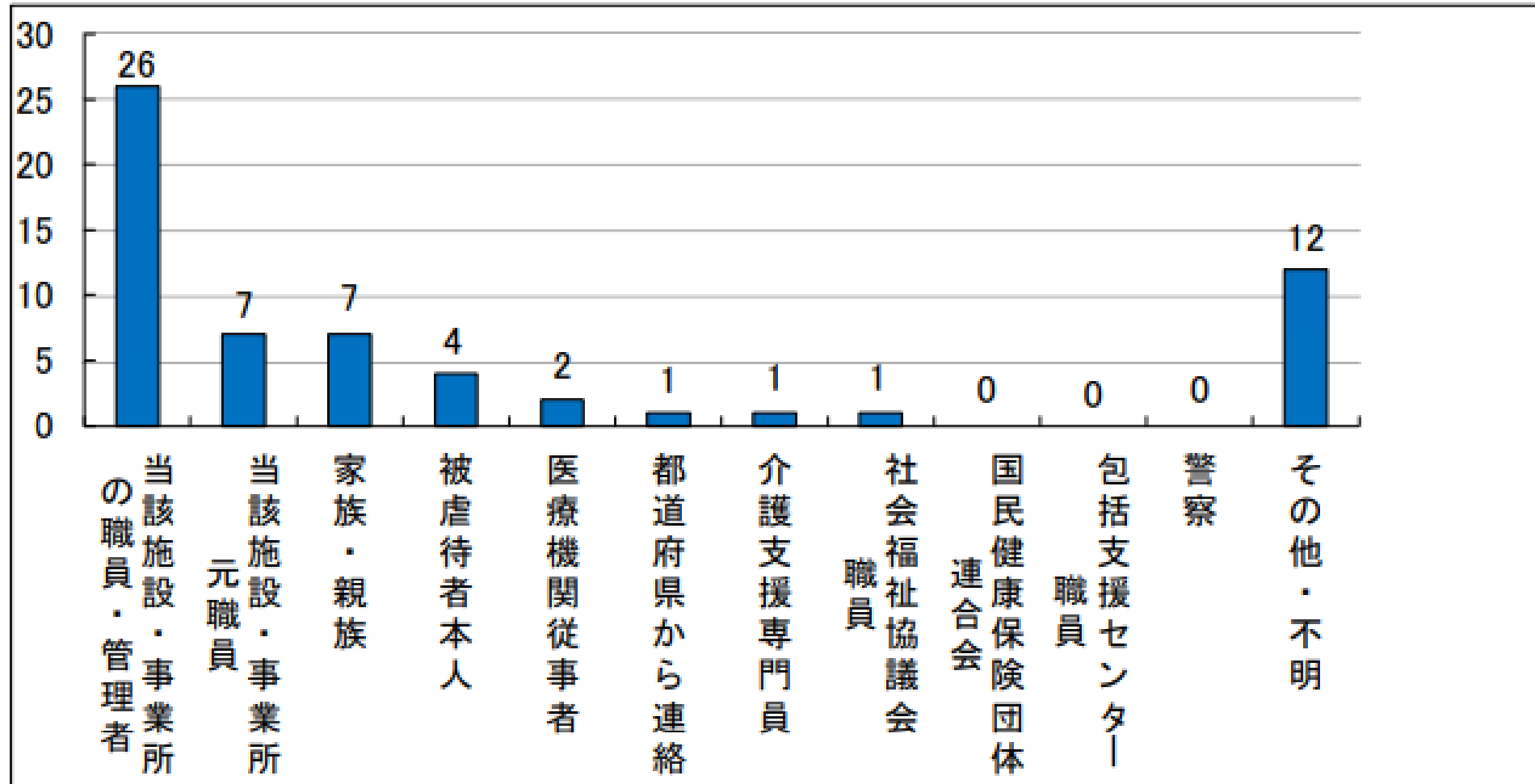
（表面上の同意ではなく、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する
- ・入院や受診、サービスなどに必要な費用を滞納する
- ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する
- ・年金や賃金を管理して渡さない ・年金や預貯金を無断で使用する

令和6年度施設従事者虐待の状況

図3-1 養介護施設従事者等による虐待にかかる相談・通報の
相談・通報者別内訳(複数回答)



令和6年度施設従事者虐待の状況

全通報件数	56件	(県内総数)
虐待認定	10件	
被虐待者	51件	

ネグレクト34件、身体的虐待14件、
心理的虐待2件、性的虐待2件
(重複あり)

令和6年度施設従事者虐待の状況

職員の倫理観・理念の欠如… 8件

虐待や権利擁護、身体拘束に関する
知識・意識の不足… 8件

高齢者介護や認知症ケア等に関する
知識・技術不足… 6件

(複数回答あり)

施設従事者による虐待を未然に防止する

- 虐待防止委員会は適切に開催されているか
 - 開催結果を全従業員に周知
- 虐待防止研修は適切に開催できているか
 - 全従業員が受講できているか

施設従事者による虐待を未然に防止する

- 虐待防止マニュアルは最新のものか
 - 定期的に見直し、周知する機会を設ける
- ヒヤリハットや事故報告は適切にできているか
 - 日々の気づきが防止につながる

施設従事者による虐待を未然に防止する

- 施設管理者は従業員間のトラブルを解決できているか
- 報告ルートが確立していない / 機能していない
- 「自分に関係ない」と思って見てみぬふりをする

これらの要因が複雑に絡み合って虐待が生じている

相談できる仲間をつくりましょう

最近の傾向は、「虐待かどうか悩ましい」案件が非常に多いです。

通報すべきか迷うときは、ひとりで悩まずに、相談できる仲間をつくって、議論してみてください。



※ 迷わず通報できる時は通報しましょう。

相談・通報窓口

【相談・通報先】伊賀市地域包括支援センター

- ・夜間・休日は守衛室から呼び出してください
- ・状況に応じて警察への通報をお願いします

（高齢者）地域包括支援センター

TEL 26-1521（中部）

45-1016（東部サテライト）

52-2715（南部サテライト）

（障がい者）障がい者相談支援センター

TEL 26-7725